

事業完了実績報告書の提出について(新モビリティサービス)

補助金の交付決定を受けた方は、補助対象事業（設備の導入）が完了したときには「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」に基づき、補助対象事業の完了日（機器が納品された日）から1か月を経過した日までに完了実績報告書を提出してください。

ただし、補助対象事業の完了日から1か月を経過した日が4月10日を経過する場合には、4月10日までに提出する必要があります。

例1) 補助対象事業の完了日：11月1日 → 完了実績報告書の提出期限：12月1日

例2) 補助対象事業の完了日：3月20日 → 完了実績報告書の提出期限：4月10日

【提出時の注意】

- ◆ 提出部数は4部（原本1部、コピー3部）となります。
（※申請者控えが必要な場合は5部ご用意してください）
- ◆ 提出書類はすべて A4片面とし、製本（糊付け・ホチキス止めを含む。）はせずにクリップ止めとしてください。



【完了実績報告書の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）

- (1) 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（新モビリティサービス推進事業）
補助対象事業完了実績報告書（様式第6）【要捨印】
- (2) 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（新モビリティサービス推進事業）
補助対象事業完了実績表（様式第6別紙）
- (3) 車内に設置した機器の写真
- (4) 補助対象経費より実績額が「同一」若しくは「高くなった」場合は交付決定通知書を添付。
補助対象経費より実績額が「低くなった」場合は別途算出基礎を作成し添付。
- (5) 補助対象事業に係る請求書の写し、及び、補助対象経費の支払いを証する書面（領収証等）
- (6) 機器の納品日のわかる書類（納品通知書等）
- (7) 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（新モビリティサービス推進事業）
支払請求書（様式第8）【要捨印】

※その他、以下の状況に応じて上記書類に加えて次の書類が必要となります。

- 2月までに完了実績報告書を提出する場合
 - 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（新モビリティサービス推進事業）
- 提出期限を経過後に完了実績報告書を提出する場合
 - 提出が遅くなった理由を記載した「遅延理由書」
- 提出期限内に完了実績報告書に「領収証等」を添付して提出できない場合
 - 支払予定日や当該書面の提出予定日を記載した「理由書」